慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔民集未登載最高裁民訴事例研究六〕 宗教法人の代表役員及び責任役員の地位にあることの確認を求める訴えが法律上の争訟に当たらず不適法とされた事例 (最高裁平成一一年九月二八日第三小法廷判決)
Sub Title	
Author	坂原, 正夫(Sakahara, Masao) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2001
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.74, No.1 (2001. 1) ,p.165- 177
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20010128-0165

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔民集未登載最高裁民訴事例研究 六〕

宗教法人の代表役員及び責任役員の地位にあることの確認を求める訴えが法律上の争訟に当たらず不適法とされた事例

最高裁平成一一年九月二八日第三小法廷判決（最高裁平八（オ）第七五四号）代表役員地位確認、建物明渡請求事件、判例タイムズ一〇一四号一七四頁

〔事　実〕

判例掲載誌の解説と本判決の理由から分かることは、次のようなことである。僧侶である上告人（原告・控訴人）は被上告人（被告・被控訴人）の寺院の代表役員であったが、包括宗教法人である日蓮正宗から法主Aの名前で、被告寺院の代表役員の地位を罷免するという懲戒処分を受けた。そこで罷免の無効を主張して、代表役員の地位の確認を求めて提訴したのが本件訴訟である。上告人はその理由として、「処分者である法主Aは、法主の地位に就任するために必要な『血脈相承』という宗教上の秘伝を受けていないから、処分権限がない」と主張した。第一審（大津地裁）は平成七年三月二七日に訴えを却下し、第二審（大阪高裁）は同年一二月二一日に控訴を棄却して、一審の判断を是認した。

その原審（第二審）の理由は、最高裁の判決理由によれば次のようなものである。

「Aが被上告人の包括宗教法人である日蓮正宗の法主として上告人に対してした住職罷免処分の効力の有無が本件請求の当否を決する前提問題となっており、Aが日蓮正宗の教義という血脈相承を受け右処分の権限を有する法主の地位に就いたかどうかが、本件紛争の本質的な争点となっているとともに、右処分の効力を判断するために不可欠であるところ、右の点を判断するためには、日蓮正宗の教義及び信仰の内容に立ち入って血脈相承の意義を明らかにすることが必要であるから、本件訴訟は、結局、法令の適用によって最終的解決を

図ることのできない訴訟であり、裁判所法三条にいう『法律上の争訟』に当たらない」。

この原審の判断に対して違法、違憲を理由に上告がなされたが、最高裁は次の理由で上告を棄却した。

〔判　旨〕

「所論は、原審の右判断の違法、違憲をいうが、本件記録によって認められる本件紛争の経緯及び当事者双方の主張に照らせば、本件は、宗教団体とその外部の者との間における一般民事上の紛争などとは異なり、宗教団体内部における教義及び信仰の内容を本質的な争点とするものであり、訴訟の争点につき判断するために宗教上の教義及び信仰の内容について一定の評価をすることを避けることができないものであるから、本件訴訟は法令の適用によって最終的解決を図ることのできないものであって、上告人の訴えを却下すべきものとした原審の判断は、是認することができる。また、所論は、本件請求が法律上の地位の確認を求めるものであり、請求原因事実に争いがないのであるから、宗教上の教義及び信仰の内容に係る抗弁事実を不適法として排斥し本件請求を認容すべきであるというが、法律上の地位の確認を求める請求であっても、請求の当否を判断するために抗弁事実について判断することが不可欠であり、かつ、当該抗弁事実が宗教上の教義及び信仰の内容に係り裁判所がこれを審理判断することが許されない場合においては、抗弁事実のみを不適法として排斥することは許されず、当該訴えは不適法として却下されるべきものである。」

元原利文裁判官の反対意見は、次のとおりである。

「一　本件は、上告人が、被上告人の代表役員及び責任役員の地位を有することの確認を求めるのに対し、被上告人は抗弁として上告人に対する住職罷免処分の存在を主張し、上告人は再抗弁として右処分の無効を主張している事件である。上告人が処分の無効を主張する根拠は、懲戒処分を行ったAが日蓮正宗の管長の地位になかったこと、懲戒処分が宗規に定める手続にのっとり行われていないこと、上告人に宗規に反する行為のなかったこと等である。

二　多数意見は、右抗弁並びに再抗弁を判断するに当たっては、日蓮正宗の教義及び信仰の内容に立ち入って血脈相承の意義を明らかにすることが必要であり、そのためには教義及び信仰の内容について一定の評価をすることを避けることができないから、本件訴訟は法令の適用によって最終的解決を図ることができず、裁判所法三条にいう「法律上の争訟」に当たらないというのである。

三　そこで考えるに、宗教法人がその信教の自由に基づいてした宗教上の行為や宗教上の事項の決定、あるいは宗教上の役職員の任免等の効力につき判断をせず、裁判所はかかる事項について裁判権を有しないとして判断を回避するとすれば、宗教法人を法の適用範囲の外に追いやることとなるであ

ろう。その結果、宗教法人は、礼拝施設等の所有・管理や、法人の事業のための取引などの世俗的行為、さらには教義の普及、信者の教化、役職員の任免等の宗教上の行為を行うことに著しい支障を来すであろうことは、容易に想定することができる。

憲法に特別の定めのある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判する権限を有する裁判所としては、かかる結果を回避するために、宗教上の行為や宗教上の事項の決定、役職員の任免等の効力に関しては、宗教法人自らが宗教上の行為を行ったこと、宗教上の事項の決定や役職員の任免を自律的に行ったことが認められる場合には、その結果をそのまま承認し、それを前提として裁判をすることができると解すべきである。このように解することが、宗教法人法八五条の趣旨とする宗教法人の自律権を尊重することになると考える。

四　日蓮正宗においては、代表役員は管長の職にある者をもって充てるとされ、管長は法主の職にある者をもって充てるとされており、さらに、次期法主の選任手続は法主が「血脈相承」という宗教的儀式によって「選定」するとされているところ、「血脈相承」は日蓮正宗の教義ないし信仰の内容にかかわる宗教的儀式であるから、その意義と内容は、裁判所の判断の対象となり得ないことは明らかである。しかしながら、日蓮正宗が自律的に法主の「選定」をしたかどうかは、「血脈相承」の有無を直接判断することなく、代表役員選任登記のある法人登記簿の謄本や、登記申請書に添付された宗教法人法六三条二項に定める登記事由を証する書面の存在、就任式の挙行や就任あいさつ状の送付あるいは新法主による儀式の開催の事実等によって、教義や信仰の内容に立ち入ることなく認定・判断することが可能であると考える。

また、上告人に対してされた罷免処分の効力についても、その処分が日蓮正宗の宗規に従い、被処分者に懲戒条項に該当する行為があったとして、宗規に定める手続により行われたか否かを審理すれば足り、懲戒条項への該当性の判断が宗教上の教義の解釈を要するときは、法人が自律的にした判断を尊重して判決するをもって足りると解すべきである。

五　以上説示したとおり、第一審裁判所は、本件訴えを不適法として却下すべきものではなく、Aの日蓮正宗における代表役員及び管長の地位の有無並びに上告人に対する懲戒処分の効力について判断をし、進んで上告人の請求の是非につき本案判決をすべきものであった。よって、第一審判決を正当として上告人の控訴を棄却した原判決を破棄し、第一審判決を取り消して、本件を第一審に差し戻すのが相当である。」

〔評　釈〕

判旨に反対。本判決は判決理由の前半において、本件が宗教上の紛争であり、法律の適用によって解決できないものであると述べ、後半では抗弁事実が宗教上の問題に関係する場合には、訴えそのものが不適法であると述べている。

本判決は本件が宗教的紛争である点を強調したために、本判決が判例としてどのような意味を有するかは、判決理由だけからは必ずしも明らかではないが、判例掲載誌では具体的な事件であることを考慮して、判決要旨として、本判決について次のようにまとめている。これは正に的確な要約と評すべきで、本判決はこのような内容を有する判例として読むべきであると思う。以下では本判決の内容をこのようなものと理解し、本判決の判例理論としての意味を考えるとともに、この種の問題に関する判例理論の当否を考察してみようと思う。

「宗教法人の代表役員及び責任役員の地位にあることの確認を求める訴えにおいて、紛争の経緯及び当事者双方の主張に照らせば、請求の当否を決する前提問題である住職罷免処分の効力の有無については宗教団体内部における教義及び信仰の内容が本質的な争点となるものであり、これを判断するには、裁判所が宗教上の教義及び信仰の内容について一定の評価をすることを避けることができないという事情の下においては、右の訴えは、法律上の争訟に当たらず、不適法である」。

一　本判決の意味について

本件は「宗教法人の代表役員及び責任役員の地位にあることの確認を求める訴え」であるが、「請求の当否を決する前提問題である住職罷免処分の効力の有無については宗教団体内部における教義及び信仰の内容が本質的な争点」である事件である。そこで、先ず本件と従前の判例との関係について考察するために、次のような問題を設定してみた。①本件と類似した事件や判例が過去にあるか否か、②ある場合には、本件との関係はどのようなものか、③判例の安定度や判例の射程距離の問題についてどのように解すべきか。

①　従来の判例との関係であるが、本件と類似した最近の判例としては、最三小判平成五年九月七日民集四七巻七号四六六七頁がある(1)。これは、「AがBの代表役員及び管長の地位にないこと」の確認を求める訴えに対して、事件は「教義ないし信仰の内容に立ち入って審理、判断することが避けられないことは、明らか」であり、法律上の争訟ではないとして、訴えを却下した判例である。すなわち裁判所はそのような理解のもとに、いわゆる本門寺事件判決（最一小判昭和五五年四月一〇日裁判集民事一二九号四三九頁＝判時九三七号八五頁）を引用して、この場合の裁判

所の対応方法として、「宗教上の教義ないし信仰の内容にかかわる事項についてまで裁判所の審判権が及ぶものではない」と説いている。

② この判例と本件との異同であるが、いずれも宗教法人の責任役員の地位確認の訴えであり、事件を法律的な争訟ではなく宗教的な紛争であると把握して、訴えを却下した点も同じである。この点で両者とも共通性があり、同じ判例としてまとめることができる。しかし、全く同じというものではない。本件が積極的確認の訴えであるのに対して、平成五年判例の事件は消極的確認の訴えである。したがって、この違いに注目するならば、本件は平成五年判例とは形態が異なり、新たな事例に対して最高裁の態度を明らかにした判例ということができる。

注目すべきことは、かような差異ではなく、両者の実質的な争点の同一性である。すなわち本件と平成五年判例の事案は前述のように訴訟形態は異なるし、当事者を異にするが、裁判の最大の争点は同一であるということである。平成五年の判例で問題になったのはAの地位であったが、本件でも同一人物であるAの地位が問題となった。本件では懲戒処分の当否の判断の前提として、Aが正当な処分権限を有しているか否かが問題になったのに対して、平成五年事件ではAの地位それ自体が訴訟物であった。要するに両者の法律的な構成は異なるが、両者の紛争の実態は同じである。より具体的に言うならば、両訴訟の最大の争点は、AがBの正統な管長の承継者であるか否か、すなわち、Aは日蓮正宗の管長の地位を前管長より正当に承継したか否かであり、それはAがこの宗派の秘伝である血脈相承を受けたか否かということである。

③ このような異同を認識したうえで本件判例の意味を考えるならば、本判決は平成五年判例と同一の判例と位置づけることができるし、平成五年判例の理論の正当性を確認した判例であると評価することができる(2)。なぜなら②で述べたように、本件は実質的には「血脈相承」をめぐる平成五年判例と同じ紛争といえるからである。さて先行判例を確証したということはリーディング判例ではないということであるが、それは決して重要な意味を有しないということではない。なぜならば平成五年判例には反対意見があり、しかも学説の多くは判例に批判的であったから、本判決が過去の判例を踏襲したということは、それらの反対意見に対して裁判所は消極的な評価を下したということに他ならないからである。換言すれば、この間の学説の進展に判例は影響を受けなかったということであり、学説や反対

意見は考慮されなかったということである。しかし、このようなことではあるが、判例理論が磐石であるということでもない。というのは平成五年判例においても本件においても反対意見が存在し、本件判例の反対意見は平成五年の反対意見よりも学説の多数説に接近して、理論的により純化したものと考えられるからである。[3] 要するに本判決によって判例理論は確認されたと同時に、盤石なものではないことも明らかになったと考えるべきである。

判例の射程距離であるが、宗教団体内部において異端の言動を理由に懲戒処分がなされ訴訟に発展し、異端か否かが訴訟の争点となったならば、判例理論によれば、本判決のように訴え却下の処理がなされることになる。本件では管長の地位の承継である「血脈相承」が問題になったが、異端なのか否かの問題も同様な問題と考えざるをえないからである。

二　本件判決の問題点

本件判決は、先ず「本件は……宗教団体内部における教義及び信仰の内容を本質的な争点とするものであり、訴訟の争点につき判断するために宗教上の教義及び信仰の内容について一定の評価をすることを避けることができない」としたうえで、本件訴訟については「法令の適用によって最終的解決を図ることのできないものである」と判断した。すなわち、「訴えは、法律上の争訟に当たらず、不適法である」（判例掲載誌の判決要旨）ということである。このような処置が適当か否かということを考えてみよう。確かに事件を単に形式的に見るのでなく、事件の本質を把握する姿勢は裁判の在り方として評価すべきであるが、しかし、事件の争点が「宗教上の教義及び信仰の内容」に関係した場合は、裁判所は関与すべきでないとの消極的な態度には疑問がある。[4]

第一に、それでは裁判を受ける権利を否定するのではないかという疑問である。確かに裁判所が「教義及び信仰の内容」については判断すべきではないし、このような教義をめぐる紛争は、法令を適用して解決できないものであることは、正当な指摘である。しかし、それはそのような問題が訴訟物である場合の話であり、それが訴訟物でない以上、換言すれば訴訟物が権利・義務もしくは法律関係であるならば、話は別である。判断が求められているのは、原告の法判断の当否であって、教義や信仰上の問題ではないからである。訴訟物が形式的であれ法律的に構成された以上、法律的な紛争として処理すべきであるし、そのような

ものとして判断することは可能である。たとえ形式的であれ法律的な形をとって事件が持ち込まれたならば、裁判所は裁判を受ける権利との関係で、事件について法律的な解決が求められたと理解して、応答する義務があると考える。

第二の疑問は、判例の考えでは裁判権行使の基準が不明確であるという点である。教義及び信仰の内容が事件の「本質的な争点」であると把握することは、裁判において事件の真相に迫る姿勢として評価できるし、事件を単なる要件事実の当てはめによって処理しない姿勢も大切なことである。しかし、そのようなことから法律的紛争でないと断定して、直ちに裁判を拒否することは問題である。今後のために、類型化できるような具体的な事実の認定が必要であろうし、具体的にどのような点が、どのような理由で法律紛争にならないのかを示すべきであったと思う。すなわち、宗教紛争であると把握して裁判を拒否する場合、裁判権行使の基準の明確性という点に配慮すべきであった。信義則の適用によって後訴の裁判を拒否する点が問題になっているが、一般条項や抽象的原理の適用の際には恣意的な判断を避けるための配慮や要件化が必要である。具体的な妥当性を正当化するために、他の事件とのバランスという視点を忘れてはならない。

第三の疑問は、宗教団体をめぐる事件を宗教上の紛争と把握する姿勢である。確かに本件は宗教団体内部の抗争が色濃く反映されているが、懲戒処分の当否が争われている問題である。したがって単なる宗教団体の内部の教義をめぐる問題ではない。団体の紛争が、たとえ「教義及び信仰の内容」に関係する紛争であっても、宗教法人という法の支配を受ける団体の役員の地位をめぐる紛争である以上、信教の自由の問題だけで済ませられる問題ではない。宗教法人の役員の地位をめぐる紛争の放置が社会にとって問題であるならば、宗教団体であっても、裁判所は事件に積極的に関与すべきである。すなわち、宗教団体ということで世俗の法を超越することがあってはならない。団体が宗教法人法の適用を受ける以上、その限度において、社会の一般的なルールである法の適用を受けると考えるべきである。したがって、信教の自由はその限度で後退する。仮に裁判の中で裁判所が宗教的な問題を何らかの方法で判断したとしても、訴訟物が宗教法人をめぐる法的な問題であるならば、信教の自由に対する国家権力の介入と考えるべきではない。裁判所が社会から負託されているところの、社会的な紛争を解決するための関与である。

三　諸説の内容と問題点

判例のような訴えを却下するという方法を批判するならば、教義及び信仰の内容を本質的な争点とし、裁判所がそれについて評価を下さざるをえない事件について、どのように処理したらよいであろうか。本件では血脈相承が実際に行われて、Aが正当な法主の地位に就いたか否かということが争点であるが、血脈相承とは法主の選任手続であるにしても、その内容を含めて一切が秘儀である点が問題である。秘儀の内容を知るのは現法主の専権事項であり、血脈相承が行われたか否かは授けた者と授かった者の二人しか分からないということであるから、血脈相承がなされたか否かは全く外部から見えないことも十分にありうる。このために法主死亡した後において、実は既にそれ以前に血脈相承があったと言われた場合は、それが正しいのか否かは第三者には判断することは非常に困難であるし、そもそも判断できないというべきかもしれない。しかし、血脈相承の有無が新代表者であることを左右するものである以上、血脈相承について裁判所は正面から向き合わなければならない。この問題についての代表的な学説を概観し、それを通じて本問題の解決方法を探ってみよう。(5)

第一説はいわゆる主張立証責任説による方法である。(6)これは、このような血脈相承が自己の法的な主張の根拠として挙げられた場合、それは法律的な根拠として認めないとして処理する方法である。宗教上の問題を排斥し、純粋に法律問題として考える説である。この説の問題点として指摘されていることは、次のような点である。宗教法人の代表者選任の規定が、宗教上の代表者をもって宗教法人の代表者とする旨のいわゆる充て職規定になっていた場合に、(7)選任の根拠（要件事実）を宗教的な行為と解すると、この説によれば、宗教的行為によって就任した代表者は、それを主張したとしても主張・立証がないものとして扱われ、自らの地位を正当化できなくなるのではないかという疑問である。すなわちそのような結論は妥当性を欠くし、それは団体の代表者の地位が、常に攻撃にさらされるという脆弱さを露呈することになるから問題であると批判されている。

第二説は自律的決定尊重説であり、宗教団体自律結果受容論ともいわれる説である。(8)宗教的な問題については、団体で決めたと認められた判断を尊重して、それを基に裁判を行うとする説である。第一説が宗教的な判断を拒否したのに対して、この説は宗教的判断をその団体の決定に委ねることによって、現在の団体の秩序を尊重する点に特色が

ある。この結論の妥当性という点においても、団体自治を尊重する姿勢という点においても、この説は国家と宗教との関係において良好なものをもたらすといえる。さらにこの説は、宗教問題について自己の主張の正当性の立証というそれ自体困難な問題を、それについて団体が決定的な判断を下したか否かという立証が可能な命題に明確に転換させた点において、訴訟手続的にみて優れた学説である。正に多数説を形成するのも当然である。なおこの第二説と既述の第一説や判例理論との違いであるが、宗教問題について考える点では判例理論と同じであるが、判例理論はそれを理由に裁判を拒否するのに対して、第二説は本案判決で対応する点で違いがある。第二説と第一説は共に、本案判決で対応する点で同じ立場であるが、第二説は宗教上の問題を裁判の基礎に置くのに対して、第一説はそれを否定する点で異なる。

第二説の問題点は主張・立証命題の変更の根拠づけである。次のような批判がなされている。法律上の推定を法律の条文なしに行うことは許されるのかということである。換言すれば、宗教団体の特性や信仰の自由ということを根拠に、かような解釈は許されるのかということである。また確かに血脈相承それ自体の存在の証明よりも、団体内部での決定についての証明の方が、証明主題は明確であるし、はるかに容易である。しかし、それはあくまでも団体内部において血脈相承が承認されたということであって、それは血脈相承の存在を意味するものではない。さらにまた団体内部で自律的な決定がなされたということを、どのようなことをもって認定するのかという点も問題であり、必ずしも論者の間で意見の一致があるとは思えない。

第三説として、血脈相承を判断しないで、血脈相承を推認させる間接事実から新代表の選任を判断するという説がある(9)。仮に推認説と名付けるが、この説は第一説と第二説の中間的な考えである。血脈相承それ自体を判断しなくても、また団体の決定に拘束されることなしに、裁判で新代表の選定についての正当性を判断できるとする説である。血脈相承の判断を抜きにして、裁判所が代表者の選定手続の適否を判断する点で第一説と同じ立場であるが、新代表者の選出を血脈相承の間接事実で判断する点で第一説と異なる。この説によっても結果的に血脈相承についての団体の決定が重要であるとするから、この点では第二説と同じであるが、団体の決定と裁判内容が一致するとは限らない点で第二説と異なる。この説に対しては、主要事実が明確でないのに、間接事実からそれが推認されるということは

ありえないとの批判がなされている。

四　諸説の検討と私見について

判例理論の訴え却下説を批判してこれを支持しない以上、学説を検討して諸説の中から問題を解決するのに適した説を選ばなければならない。第一説は法律問題として考える場合の方法を明らかにした点は大きな功績ではあるが、宗教的事項を判断の対象の外に置いたために、結論の妥当性に疑問がある。すなわち、宗教的な事実によってしか自己の法律的な地位を明らかにすることができない場合は、その地位を否定的に考えることは宗教団体の存立を危うくするので賛成できない。

第二説は信教の自由を尊重し妥当な結論を導き出すし、裁判の方法も証明対象を転換して分かりやすいので、非常に説得力のある学説である。しかし、団体内部において血脈相承について団体の自律的決定がなされたならば、そのことを明らかにすれば、血脈相承それ自体が証明されたとして扱ってよいのではないかと思う。それによって裁判所は自らの立場で血脈相承を判断したことになり、裁判所の主体性が保たれるからである。例えば、自律的決定がなされていても、裁判所は決定の手続や内容がふさわしくないと判断してもよいと考えるし、裁判の途中で血脈相承について偽証が明らかになった場合、団体の決定に関係なく判断してよいのではないかと思う。

第三説は裁判所の判断権を認めたうえで、団体内部の判断を尊重するというものであるが、かような姿勢には賛成である。しかし、信教の自由の観点から、血脈相承それ自体の判断を回避している姿勢に問題を感じる。推認という方法であれ、新代表者を認定するならば、それは血脈相承それ自体を認定していることに他ならないのではないかという疑問が生じるからである。さらに血脈相承の判断をしないならば、新代表の選定の正当性を明らかにすることはできないのではないかという点も疑問である。

このように現在の主要学説に対して、多かれ少なかれ不満がある。それは学説が血脈相承についての判断を回避している点である。確かに血脈相承は宗教的事項であり、裁判所が判断できる問題でもないし、信教の自由の観点から判断してはならない事項である。しかし、それは訴訟物としてそれ自体が独立の判断対象になった場合の問題である。それが代表者選任と密接不可分に結びついている場合は別問題である。乱暴な意見と思うが、このような場合はあえて血脈相承それ自体を判断の対象として考えてよいのでは

ないかと思う。本件のような、充て職規定で新代表が選定される場合は、血脈相承を認定して新代表者の正当性を明らかにすべきであると考える。確かに血脈相承それ自体を判断することは困難であるが、裁判では一般に内心の問題でも外面的な行為によって判断しているのであるから、多くの外部的な事実や行為を基にすれば判断できないことではない。すなわち新代表が活動している事態は血脈相承があったと考えるべきである。血脈相承が秘儀とはいえ、その行為の社会的な面に注目して、それで血脈相承を判断してよいのではないかと思う。宗教団体内部において法主の選任がなされたと考えられているか否かを先ず判断し、そのうえで種々な状況を総合的に判断して、それが不合理・不自然でない場合には、血脈相承があったと判断してよいのではないかと思う。(10)

問題はこのような方法で、法主が直ちに正当な手続で選任されたとの判断が導き出せるかということである。正にこれでは血脈相承がないにもかかわらず、血脈相承があったとして法主につく者がいるかもしれない。しかし、血脈相承がないとの証明がない以上、血脈相承の有無の判断は、団体の判断や行動において判断するしかないと考える。その限りで宗教団体の執行部の活動を尊重し、血脈相承を否定する側に、事実上証明責任が転換することと等しいことになる。証明責任がそのように事実上転換されるのは、多くの宗教団体での宗教的な行為に瑕疵がないという経験則を信じるからであり、団体自治や宗教団体の信教の自由を確保するために適していると思うからである。つまり宗教団体の自治権の尊重や裁判による宗教団体への介入禁止の要請は、血脈相承を否定する側に証明責任があるということで保持されると考える。私見と第一説との違いは、血脈相承についての主張をした場合に、私見は主張なしとしない点である。第二説との違いは、私見は団体の判断決定を全面的に無条件に受け入れない点である。第三説との違いは、私見は血脈相承を判断するという姿勢をとる点である。

かような私見に対しては、研究会では、私見は第三説に近いが、第三説の問題点は解消されていないとの批判がなされた。また第二説に対する私見の批判も決定的ではなく、その意味からして第二説を正当であるとする見解が、研究会では多数を占めた。

(1) この判例に対しては、以前に評釈をしたことがある(本誌六七巻一〇号八九頁以下、一九九四年)。そこでは特に日渡紀夫「審判権の限界についての一試論—宗教団体の

内部処分をめぐる紛争を素材として」民商法雑誌一〇九巻六号九三頁以下、一一〇巻一号六一頁以下（一九九四年）を参考にして、私見を構成した。この判例に関する評釈や参考とすべき文献については、拙稿九八頁注1参照。これ以外の文献については、この判例の解説である滝澤孝臣『最高裁判所判例解説民事篇・平成五年度(下)』七六〇頁補注（法曹会、一九九六年）に詳しい。

(2) 平成五年判例と本件判決は同じ第三小法廷の判決ではあるが、担当裁判官はすべて異なっており、同一の裁判官が同じ見解を表明したというものではない。なお、宗教法人をめぐる紛争に対する最高裁の対応方法の状況については、拙稿・前掲注(1)注3にまとめてある。

(3) 今日の学説の状況については、高橋宏志「審判権の限界」青山善充ほか編・ジュリスト増刊『民事訴訟法の争点〔第三版〕』二〇頁以下（一九九八年）、山本和彦「審判権の限界」判例タイムズ一〇一〇号五六頁以下（一九九九年）にまとめられている。なお平成五年判例の大野裁判官の反対意見について、高橋教授は学説分類の中で第二説に分類しているが、本判決の元原裁判官の反対意見は、高橋教授のいう第三説ではないかと思う。すなわち、反対意見の立場は両者で異なる。

(4) 拙稿・前掲注(1)九六頁以下の主張を新たな視点でまとめものである。もちろん私だけの見解というものではない。同趣旨の文献や参考にした文献については、前記拙稿に譲る。近時の文献では山本・前掲注(3)六〇頁以下が詳論する。なお滝澤・前掲注(1)七五〇頁は、充て職規定によって法律上の地位の争いが宗教上の地位の争いに化するが、そのような事態を防止するためには、「宗教法人の代表役員の地位から宗教活動上の地位に関わる要素を取り除く立法的解決によるのが本来ではないか」と指摘する。しかし、当分の間、立法的な解決が望める状況にあるとは思えず、理論によって解決せざるをえなのではないかと思う。

(5) 以下の本文で述べる学説の内容や問題点は、一般に広く知られているので、内容の詳しい説明や文献の詳細な引用は省略する。学説の状況や文献については、拙稿・前掲注(1)九八頁注1、高橋・前掲注(3)二二頁以下、山本・前掲注(3)五六頁以下、片山智彦・本件判例解説・ジュリスト一一七九号七頁（二〇〇〇年）等に譲る。

(6) この説を主張する中野貞一郎教授は、主張立証責任説という呼称に対して疑問を表明している。その理由として、裁判所は信仰についての判断を拒否して法律的な判断を貫くべきであるというのがこの説の真意であり、主張立証責任はその手段であるにすぎないからであると説いている（「憲法と民事訴訟法」中野『民事訴訟法の論点Ⅰ』一八頁注9〔判例タイムズ社、一九九四年、初出は一九九三年〕）。この説を中野教授は「純法律判断＝本案判決説」と

命名している（前掲書一一頁）。なお片井輝夫「法律上の地位の前提たる宗教上の地位と裁判所の審判権―日蓮正宗関連事件判決を巡って―」判例タイムズ八二九号一二頁（一九九四年）は、この説を支持するものであるが、「主張・立証責任実体判断説は、裁判所に信仰的事実の存否の判断を求める主張は、それが請求原因として主張されようが、抗弁、再抗弁として主張されようが、そもそも法律上有効な主張でないとするものであって、主張・立証責任実体判断説は、いいかえると主張自体失当説である」と述べている。

ところで高橋・前掲注(3)二二頁は前掲注(1)八九頁以下の拙稿について、この第一説に「近いか」と紹介しているが、むしろ私見は本稿で紹介する第三説に近いのではないかと思う。第一説に近いと評される理由は、私見の記述の曖昧さに原因がある。そこで、本稿では前記拙稿での見解をより明確に分かりやすいものにしようと思う。

(7) 本件で問題となった日蓮正宗の法主に関する選任規定は、片山・前掲注(6)六頁や滝澤・前掲注(1)七二九頁以下に掲載されている。なお拙稿・前掲注(1)一〇〇頁注4は、片山のそれを転載している。

(8) この説が多数説であることと、その根拠となる文献については、高橋・前掲注(3)二二頁以下、山本・前掲注(3)五六頁以下、片山・前掲注(6)七頁等に譲る。

(9) 高橋・前掲注(3)二二頁は学説を三つに分け、この説を第二説として紹介するが、山本・前掲注(3)五六頁以下は独立した学説としては評価していない。なおこの見解は平成五年判例の大野裁判官の反対意見の見解であり、竹下教授の学説ではないかと思う（高橋・前掲注(3)二二頁以下参照）。

(10) 山本教授は第二説の自律的決定尊重説に立ち、団体決定を尊重して裁判所の宗教団体への介入は極力さけるべきであると説いている（前掲注(3)六一頁以下）。しかし、他方、そのような団体の決定を世俗の権利関係に反映する際には、世俗の法益を尊重するように配慮すべきであると説いている。第一説の趣旨をこのような形で生かすと考えるようであるが、第一説の趣旨を生かすならば、血脈相承の判断の意味づけにおいて生かすべきではないかと思う。世俗の権利が世俗のルールに服するのは当然であるし、宗教団体の決定が世俗の権利を拘束するいわれはないからである。

（平成一二年四月三〇日稿）

坂原　正夫